

伐採及び伐採後の造林の届出書

(宛先)
諏訪市長

年 月 日

届出人 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名（以下同じ）〕

電話番号

代理人 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。本伐採は届出人である（のうち） _____ が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき _____ が所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

諏訪市 (大字) _____ (字) _____ 番地 _____ 〔 林班 _____ 小班 _____ 施業番号 _____ 〕

2 伐採及び伐採後の造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

- ※添付書類 (1) 位置図・林班図等の伐採箇所が分かる図面 (2) 届出者の本人確認書類
(3) 他法令の許認可関係書類（該当する場合） (4) 土地の登記事項証明書等
(5) 伐採の権原関係書類（届出者が土地所有者でない場合）
(6) 隣接森林との境界関係書類

(下記①～③のいずれかに該当する場合は、添付を省略することができる。)

- ①単木的な伐採など境界に隣接しない場合
- ②境界杭などにより境界が明らかな場合
- ③誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

- (7) その他市長が必要と認める書類

※この届出書は、伐採を開始する日前90日から30日までの間に提出すること。

(別添 1)

伐採計画書

伐採者 住 所

氏 名

[法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

電話番号

1 伐採の計画

伐 採 面 積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐) ・ 間伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路 ・ 架線 ・ その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 作業委託先欄は、伐採者自らが伐採する場合は記載不要であること。
- 3 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 4 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 5 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

※添付書類 伐採前の現場状況が分かる写真
(伐採後は、伐採後の写真を提出すること。)

(別添 2)

造林計画書

造林者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

(別添 2) (裏面)

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

※添付書類 造林後の現場状況が分かる写真